

第七十五回国会 社会労働委員会議録 第十号

(一一三七)

昭和五十年三月二十五日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長

大野 明君

理事 菅波 茂君

理事 竹内 黎一君

理事 葉梨 信行君

伊東 正義君

理事 住 勝作君

理事 田中 覚君

理事 登坂重次郎君

理事 羽生田 進君

理事 栗山 ひで君

理事 金子 みつ君

理事 田口 一男君

理事 多賀谷眞穂君

理事 大橋 敏雄君

理事 小宮 武喜君

理事 川俣健二郎君

理事 田邊 誠君

理事 岡本 富夫君

理事 山口 敏夫君

理事 東村金之助君

理事 水谷 刚藏君

理事 多賀谷眞穂君

理事 大橋 敏雄君

理事 小宮 武喜君

理事 労働大臣 長谷川 輝君

委員外の出席者

議員 労働省労働基準局長

議員 労働省労働基準局監督部長

議員 員員

議員 員員

議員 員員

議員 員員

調査室長
社会労働委員会
行政管理庁
行政
管理局統計
主幹
林野庁林政
部森
組合課長
社会労働委員会
調査室長
瀬中雄太郎君
松井 敏夫君
滋君

○大野委員長 これより会議を開きます。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。寺前嚴君。

○寺前委員 私は、中小企業の退職金共済の問題について聞きたく思います。

これは中小企業の労働者の労働条件の一つの確保の問題であるとともに、中小企業そのものに対する対策でもあるというふうに私は思います。そういう立場からこの制度が有効に果たされていけるのかどうかという問題についてちょっと聞いてみたいと思うのです。

私は過般、この中小企業退職金共済事業団の決算書を見てみました。この決算書を見て、実はち

委員の異動

三月二十五日

辞任

稲葉 誠一君

補欠選任

多賀谷眞穂君

同日

辞任

多賀谷眞穂君

補欠選任

稲葉 誠一君

三月二十四日

最低賃金法案(多賀谷眞穂君外三名提出、衆法第一九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号) 最低賃金法案(多賀谷眞穂君外三名提出、衆法第一九号)

よつとぴっくりしたわけですね。四十八年度に時効とされた退職金は、件数で三万一千三百四十四件、金額で二億七千六百六十三万九千六百十円となつておる。また、退職し、受給権がありながら未請求となつておるのが、四十四年から四十八年の間に、件数で十三万九千二百三十七件ある。金額で四十二億五千五百二十万円余りとなつて出てきています。四十八年度の退職金と解約手当の支払い件数が十三万一千八百件。この十三万一千八百件よりも、時効となつた退職金やあるいは未請求のままになつておる方が非常に多い。これは、せっかく事業主がお金を納めて、中小企業の労働者に退職金を払おうじゃないか、積極的にその制度に入つていながら、実際には支払いにならないままに残つている。これは一体どういうことなんだろうか。本当に中小企業と、中小企業に働く労働者のために、この制度の管理を政府は責任をもつてやつっているのだろうかどうか、私はちょっと疑問に思つたので、一体なぜこんなことになつておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○東村政府委員 ただいま先生御指摘ございましたとおり、四十八年度におきまして中退事業団が時効であると処理した件数約三万件、また退職し、または退職したと見られる者で、退職金の受領権があつながら退職金を受領してない者が、四十八年度末で約十四万件ござります。このような問題が生ずる要因としては、私ども次のように考えます。

それは、まず事業主は労働者を中退制度に入れる対策でもあるというふうに私は思います。そういう立場からこの制度が有効に果たされていけるのかどうかという問題についてちょっと聞いてみたいと思うのです。

私は過般、この中小企業退職金共済事業団の決算書を見てみました。この決算書を見て、実はちばならぬ、こういうことになつておりますのに、それが十分行われてないこと、それから、いわゆる円満退職でない場合に事業主が労働者のために必要な手続きをとらなかつたり、さらには労働者が事業主に手帳の交付を求めないまま、行く方といいますか所在がはつきりしなかつたというようなことが考えられます。さらには、加入期間が短く支給金が少ないということで、労働者の方で請求をやめてしまうというようなこともいろいろ考えられます。

しかし、いずれにいたしましても、先生いま御指摘のようにそういう大きな数字になるということとは問題でござりますので、私ども常々これに對していろいろ考へておるわけでございます。

たとえば、御承知のとおり共済手帳に退職金の請求手続をわかりやすく記載する、さらには事業主から労働者によく説明するようにということをうたつた内容の広報紙を出す、さらには退職金をまだ請求していない労働者がいた企業に対しては、退職労働者にその請求を行なう働きかけてほしい、こういう旨を依頼する。まあ未受領になつているものが銀行にある場合には、銀行から私ども通知を受けて、それをさらに労働者の方に、早く取りに行けというような形のものもとつていて次第でござります。いずれにいたしましても、労働者にとって魅力あるこの制度の内容にするということがこの問題を解決する一つの大きなかぎではないかというようにも考えております。いずれにいたしましても、先生御指摘のような問題、これにいたしましても、先生御指摘のような問題、これは私ども真剣に取り組んでまいらなければなりません、かよう考へておる次第でござります。

○寺前委員 いま御指摘になつた共済手帳をわかれやすくするとか、説明を広報紙とか、あるいは請求するよう働きかけるとか、これは從来からもおやりになつておる内容だと私は思うのですが、それだけではやはり解決しないところに来てゐるのじやないのでしょうか。

最近の事例ですが、大阪市の都島区の三徳工業

という会社があります。ここでの荻野勇二さん、幸夫さんという方が最近おやめになったわけです。が、退職金を当然もらえるという状況下にありますから会社からくれないということで、これは私はちょっとと聞いた話で、事業団の方にどうしてくれないんだという連絡があった。この事業団というのの大抵府県では労政課がお世話をしているようなんですが、実際には事業団の出先みたいなものはないわけでしょう。ですから結局東京まで電話を入れなければならぬ、こういうことになつていいようです。ところが、わざわざ東京まで電話を入れるわけだけれども、このお二人の人の例を見ると、結局のところ事業団の方では払つてある。ところが御本人には渡らない。こういうことにはこれは進まなくなつてしまつて、一体原因は何なのだろうか。私は、これはやはりかなりの部分が放棄されているという問題と、それから実際に途中でなくいつらが御本人には渡らない。こう考えてみたときに、制度の機構としても、本人に確実に渡るような、また本人が常時受け取ることができるような機構の改革をやらないことはこれは進まないじやないだろうか、私は抜本的にその辺を考えてみる必要があるのじやないかというふうに思ひます。

たとえば、今度失業保険の制度が変わりまして雇用保険ということになつていく。雇用保険が全くなつてくる。五人未満の人たちも対象になつてきた。一たん六ヵ月以上働いておる人たちがおやめになつて、職安へ行って、私はどこどこで働いていたのですと請求をしたら、職安の方で事業主に対して、あなたのところで働いておつたようなだんな、ちゃんと金を納めて雇用保険を支払うようにしない、ちゃんと職安が世話ををして、本人に手渡すように今後世話をしていく。こういうように努力をするということを、この間あの雇用保険が通つたときには説明があつたと思うのです。だからおやめになつた方は、要するに雇用関係にあつた方は、必ずそういうことでこれから職安の窓口を訪ねいかれるということになつてくるだろうと思ひます。

思うのですね、どんな場合においても、そうしたうのだけれども、その辺の見解を聞かしてもらいたいと思います。

○東村政府委員 ただいまよつと触れましたら、本人が職安の窓口に行つたときに、中小企業者に、明確に本人に在職時に手帳を渡しておく。それから、会社が納金をするたびに銀行の方から、本人のところに金が納まつていますよという通知があるとか、そういうような制度がきちんと通知がわかる。あわせてそれについて窓口の方で、おたくは中小企業のそれに入つていませんか、わかりません、こういう手帳をもらいませんでしたか、ちやんとこういう窓口の方で相談する。そうしたら、あつ、こういうのをもらっていますよと言つたら、直ちに当局の方で相談をすると、これは私は単なる思いつきの一例ですから、それがいかどうか所管の違いもあるからなかなか役所といふところはむづかしいけれども、私はかなり放置されているという事態と、現に払つているのにもらつていないという労働者が出てくるということになつたら、現在の支払いのあり方というのは事業団の方から事業主気付で本人渡しという通知が出ているようですね。だから事業主気付で行く限りにおいては、本人おらぬようになつたらパアになつてしまふというのは現在の執行の姿自身の中に問題があるんだから、それと切り離す受け取り方法というものを研究しないことにはこの問題は解決しないんじゃないだろうか。

先ほど局長さんから魅力あるものにしたいといふ間題がありました。これは私は基本だと思う。なぜかというと、現に最近新聞を読んでいたら大阪の事例が出ていました。この共済制度に入つてるのは一〇%から一五%くらいの企業だ、圧倒的なのは、せつかくの制度が御指摘のように大変な問題でございますので、労働者の手に確実に渡るよう、どういう制度がいいか、あるいは現状をどう改良したらいいか問題ではございませんが、私どもも十分検討してまいりたい、かよ

うに考えております。

○寺前委員 本当に手渡りになるよう機構的にわかれわれは考へていています。それでございまして、これが一つはつきりしなければならないと思いま

す。しかし同時に、入つているところがせめて入れてあるという権利を労働者が受給できる、それをやすい機構につくり変える、基本的にその機構

構上も支払いの体制を変える必要があると私は思

うのだけれども、その辺の見解を聞かしてもらいたいと思います。

○東村政府委員 ただいまよつと触れましたら、本人が職安の窓口に行つたときに、中小企業者に、明確に本人に在職時に手帳を渡しておく。それから、会社が納金をするたびに銀行の方から、本人のところに金が納まつていますよという通知があるとか、そういうような制度がきちんと通知がわかる。あわせてそれについて窓口の方で、おたくは中小企業のそれに入つていませんか、わかりません、こういう手帳をもらいませんでしたか、ちやんとこういう窓口の方で相談する。そうしたら、あつ、こういうのをもらっていますよと言つたら、直ちに当局の方で相談をすると、これは私は単なる思いつきの一例ですから、それがいかどうか所管の違いもあるからなかなか役所といふところはむづかしいけれども、私はかなり放置されているという事態と、現に払つているのにもらつていないという労働者が出てくるということになつたら、現在の支払いのあり方というのは事業団の方から事業主気付で本人渡しという通知が出ているようですね。だから事業主気付で行く限りにおいては、本人おらぬようになつたらパアになつてしまふというのは現在の執行の姿自身の中に問題があるんだから、それと切り離す受け取り方法というものを研究しないことにはこの問題は解決しないんじゃないだろうか。

先ほど局長さんから魅力あるものにしたいといふ間題がありました。これは私は基本だと思う。なぜかというと、現に最近新聞を読んでいたら大阪の事例が出ていました。この共済制度に入つてるのは一〇%から一五%くらいの企業だ、圧倒的なのは、せつかくの制度が御指摘のように大変な問題でございますので、労働者の手に確実に渡るよう、どういう制度がいいか、あるいは現状をどう改良したらいいか問題ではございませんが、私どもも十分検討してまいりたい、かよ

うに考えております。

○寺前委員 本当に手渡りになるよう機構的にわかれわれは考へていています。それでございまして、これが一つはつきりしなければならないと思いま

す。しかし同時に、入つているところがせめて入れてあるという権利を労働者が受給できる、それをやすい機構につくり変える、基本的にその機構

いう場合には別の契約を結んだ、こういうふうに観念されて処理されているというふうに聞いておるわけでございます。この退職金共済におきましても、途中で掛け金を増額したという場合でも、いま申し上げましたように、一年目は掛け捨て、二年目は掛け損という形が積み重なっていくシステムになっております。これは問題ではないかといふ御指摘が実は前々からございまして、魅力ある制度と言ひながら、こういうことではおかしいではないかという御指摘のあることを私ども聞いております。特に今回審議会においてこの問題を取り上げられまして、いすれにいたしましても長期掛金納付者、そうでなかつたならば、この制度を改正した際に月額変更したような人について仕組みがでておりますので、抜本的な問題としては、その辺何とか改善すべきであるという建議がございました。ただ、この制度は、いま私が申し上げましたような掛け捨て、掛け損が前提になつたので、いま申し上げました二つのケースのうち一般的には掛け金月額の増額がなされる場合を優先すべきであるということと、収支の状況等をあわせ考えますると、掛け金を増額した際に改善するのが適当ではないかということで、今回の改善を盛った改正案を御提出したわけでございます。それだけで約十二億円に上る支出増というふうに相なるわけでござりますが、ただいま先生御指摘のような問題点、並びにそれにに対する今回の改正で、一応意識して少なくとも前進していこう、こういうことを考えたわけでございます。

二年から三年の間は元金分になるのですか、それから五年以上になると国庫の補助がついてくる、こういう制度になっていますね。だから、結局、たとえば今までだと最低が四百円で、そのときには二年分までは損をするけれども、二年以後は元金にはなるといいうわば基本が流れているわけでしょう。そうしたら、少なくとも二年間この制度に入つておられる人に対しては、二年以後については途中の掛け金の増額があつた場合には、その分については元金分を支払いますと、こうしておけば、決して掛け損、掛け捨てという問題は生まれないのだと私は思うのですよ。もちろん、これを受けた分の中に入れてしまつて、から予算的には云々という問題が生まれているのだろうと思うのです。ですから、私は、中小企業の保護政策であり、中小企業労働者に対する保護政策と言ふ以上は、せめて、たとえば基本の二年間以後について元金を保証していく、そしてそういう分についての国庫の助成というのは別個にその分をプラスするやつを考えるとか、ちょっとやはり保護政策らしいやり方にしなかつたら、この人の例のように七年八ヶ月納めて、元金の方が、納めた金の方が多くつて、そしてもらうのが少なかつた。どこに魅力があるんじや、詐欺じやないかといふうに、それは私は、事業主の方が、ばかりにしているじゃないか、だましたじやないか、こんな中小企業退職金制度だつたら何も入る必要なかつたわな、こういう話になるだろうと思うのです。これこそ私は急いで改善しなけりやならない問題だと思ふのですが、これはちょっと大臣の御意見を聞いておきたいと思うのです。

それから、いま先生おっしゃったようなことにすれば、それは確かに問題としては一つ前進するわけでございますが、私申し上げましたような個々の一つ一つの増額について別の契約が行われて、それぞれ掛け捨て、掛け損が前提になつて、収支計算でござりまするので、なかなか取支計算上むずかしい。しかし、そこに魅力が欠ける一つの問題があるということも私ども存じておりますので、その点については審議会等でも問題ございますし、さらに慎重に検討しなければいかぬ、かようには考えております。

○寺前委員 大臣、どう思います。

○長谷川国務大臣 おっしゃるとおり中小企業の方々を保護というか助成申し上げることですから、いろいろないまのお話などを参考にしながら前向きの姿勢に、どういうところにやつしていくかということも考えてみたい、こう思つております。

○寺前委員 本当にせつかくのあれなんだから、私はこんなことをやつておつたら入る人が一〇%か一五%にしかならぬという理由もわかるし、入つた人自身が冗談じゃないということになる。何かこれは本当に中小企業のために考えているようで考えていないといふ結果になつてはいる。だからこれは急いで速やかに役に立つものに変えてもらう。強く要望しておきたいと思います。

三番目に、今度はこれと並行して行われる建設業関係の退職金共済の問題、これについてちよつと質問してみたいと思うのです。

建設業退職金共済制度の手引の中に詳しく、この制度は一体どういう制度だということを説明しているわけです。公共事業を起こす場合には証紙を出して公共事業の予算の中に退職金共済に入れよう年にちゃんとあるんだ、だから予算の中に入つて支出をしているんだから、当然この分野で働いてもらつておる人たちは建設業退職金共済

がもらえますのやといふことをちゃんと説明の中に書いてあるわけです。ところが實際にはそれだけもらっているんだろうか。せつかくのこれが役に立つてゐるのかどうかということを行政の責任として見なければいかぬと私は思うのです。

そこで掛金の状況と支出の状況をちょっと調べてみたのです。そうすると、四十八年を見ますと、掛金が五十六億一千百万円ですか、運用収入が十五億五千四百万円、そして総収入が七十一億八千七百万円。ところが實際に支払われているのは六億一千八百万円、一割に満たない。これは制度が発足後まだ十年ぐらいだからそなたなど思つてずっと振り返つてみると、大体全部支払いが一割弱なんですよ。九割が、掛金がありながら全部放置されていっている。どんどんお金がたまつていつて。これは一体またどうなつているんだろうか。これは一体どうしたことなんでしょう、御説明いただきたい。

〔委員長退席、菅波委員長代理着席〕

○東村政府委員 いま先生御指摘のように、現在のところ掛金収入の一〇%程度の退職金給付といふことに相なつておるわけでございますが、これは建設業退職金制度の特質にもつはよるわけでござります。たゞいま御指摘ございましたように、発足後間もないことで、退職者つまりこの場合の退職者と申しますのは、個々の企業をおやめになるということではなくて、建設業といふ一つの業界を退かれる。こういう方でございまするので、普通よりもその率が低いということもございまして、まだ退職者が少ないということ、かつ一人当たりの退職金額も掛金納付年数が短いということを反映していく少額であるということが言えます。一方、新規加入の被共済者が年々増加している実情を反映いたしまして、掛金が増加しております。これを分子、分母に置くと、たゞいま申し上げたような形になるわけでございますが、そういういかにも余つているよう見えますが、実はこれは準備金という形でございまするので、収支はどんどん余りの金がふえていくという形で

はございませんで、一応の均衡のとれた形でいく。ということが数字の上では出てまいるわけでござります。いずれにいたしましても、おっしゃるとおり、退職金の支払われた額は掛金の一〇%であることは御指摘のとおりでございます。

○寺前委員 それで支払われたのが一割だということになると、あとが残っているわけでしよう。

そこへ持ってきて予算面で、公共事業をやるときには予算の中に組みます、説明書を読むとこうなっているのだ。この公共事業といふのを私調べてみたのですよ。各種の公共事業、国それから公団、事業団、政府企業、都道府県、市町村、地方公営企業、その他各種の着工竣工事費というやつをずっと調べてみると、四十八年度は総事業費が六兆円になるのです。そしてこの中で土木、建築の平均は、土木の場合は千分の三・五だし建築の場合は千分の二・五がその対象としてやつてしまふ、こうなっているわけでしよう。そうすると、平均千分の三と計算しても、四十八年度はざつと百八十億円というものが対象にならなければならぬはずなんだ。ところが実際の掛金の状況を調べてみると、五十六億円しか掛金が払われていな。予算で百八十億円その中の対象として見積もつていいながら、実際に掛金として行われているのは五十六億円分しか貰われていない。そして実際に労働者のものになってくるのはそのまた十分の一、こんな公共事業の使い方があるだろうか。この建設関係の共済制度の問題は、本当に労働者にその金が使われるということにおいて保護しようということで予算の中に入れていいながら、実際にそうならないという事態は、予算を組む側から考えたって重大な問題だと私は思いますよ。こんな予算の組み方はないと思いますよ。これは建設省が予算を組むのだからわしの方は知ったことはそうならないという事態は、予算を組む側でないでは済まないと思う。建設省が組ましているものをものにしていくというのは、私は労働省としての責任を負わなければいかぬと思う。建設省自身通達を出して、買ひなさいと言つてはながら証紙が買われていない。三分の一しか買つ

ていないということは、そのこと自身をもつてみても、今度はこれは国や公共事業体の責任だと私は思います。予算に組んでおきながら、労働者のためにそれを返していくというふうにちゃんと事業主に徹底させていないと、そういう問題がある。それは今度は手渡りにならないというところまで問題になつてくる。これは機構的にも労働者のものにならぬようにならなければならぬと思うのです。労働大臣、どうですか。これは細かい問題じやない。基本的にこういう予算の支出があるか。これは管理責任は政府がどらなければならない問題だと私は思う。確実に労働者のものにするためにそれだけの予算、百八十億円を組んである。この予算は確実に渡します。そういう保証体制に建設業関係の退職金制度を研究し直す必要があると思う。大臣、どうでしよう。

○東村政府委員 その前にちょっと私から申し上げておきたいわけでございますが、ただいま先生御指摘のように、そういう予算があるのに実際の掛金収入は少ない、その差額は買われていないのじやないかというお話をございますが、大筋は私どももそういうことだと思います。これに対しましては、いまお話をございましたように、要するに公共事業等をやる場合にはきちんと退職金共済の掛金を払つて、労働者にその退職金が渡るようになります。だから、私はこの問題については指導している。指導していると言つたって、指導の結果がこれじや指導をやつっていることになりません。速やかに調査をしなさい。どういうふうにしているところに問題があるか、どういうふうに改善したら労働者のために予算が執行されるか、これを速やかに調査されることを一つは要求したいと思います。

それからもう一つは、事業費単価の方は事態に即応して値段が変わつていくわけですね。三省協定や何かと言つてやつていてるでしょう。ところがこちらの証紙の方は、たとえば四十年から四十四年まで値段は二十円でしたか、変わつてないですね。四十五年になつたのですから、まだしばらく変わらない。ところが事業費の方では予算としてはふえていつているわけですね。不合理だと思う。やはり労働者の退職金といふ、下請に対する退職金共済証紙の現物を元請の方で手当てして、それを下請の方に渡してやりなさいというような指導を行つて。さらには公共工事の発注に際し、発注官庁は受注業者が必要な共済証紙購入を行つてかかるかをチェックし、それからそのことによつて受注業者及び下請業者の証紙購入の徹底を図つて。さらには団体等を通じて加入促進、証紙の貼付徹底を指導勧奨しているところでございます。しかし御指摘のよ

うに現在の証紙の貼付状況は必ずしも十分とは言えません。これについては関係者の自覚ということも大きな問題でございますが、行政としてもできるだけの手を尽くしまして、趣旨が徹底され、その可能性や実施方法などについて検討を進めたり上で、御趣旨のようなかつこうに持つていきたいと考えます。

それからスライドというお言葉がございました。確かに公共事業の積算内容としては御指摘の通り肝に銘じまして、いろいろ方に検討してまいりたい、こう思つております。

○長谷川國務大臣 御指摘のようなことなども非常に肝に銘じまして、いろいろ方に検討してまいりたい、こう思つております。

○寺前委員 労働者のためといつて組んだ予算が使われないという実態があるということは、本当にゆゆしき予算の執行者としての責任があると思うのです。だから、私はこの問題については指導も努力してまいりたい、かように考えております。

それからまた、掛金変更を行うという場合はいろいろの事務手続きその他費用がござりまするので、現在直ちにということはなかなか問題でございますが、いずれにいたしましても、御指摘にござりますが、スライドさせるべきではないかという御意見ですでの、工事費の単価が上昇するに応じて掛金額をスライドさせるべきではないかという御意見でございますが、建退制度は当然ではございますが、公共工事ばかりでなく、一般的の民間工事をも対象としております。

それからまた、掛金変更を行うという場合はいろいろの事務手続きその他費用がござりまするので、現在直ちにということはなかなか問題でございますが、いずれにいたしましても、御指摘にござりますが、スライドさせるべきではないかという御意見でございますように、一定の期間ごとに賃金等の実勢に応じて掛金の日額が引き上げられるような、そういうことで今後とも適正な改正を行つよう指導してまいりたい、かように考えております。

○寺前委員 時間もあれですから次に行きますが、森林組合の労務班の問題についてお聞きをしたいと思います。農林省の人はお見えになつていますね。

現在、森野庁の指導と援助によって、森林組合の労務班の労働者が約六万人おると言われております。これらの民有林に働く労働者は、不安定な就労と労働条件に置かれているわけですが、本年四月から雇用保険が全面適用になります。これによつて短期的な失業についての一定の補償が行われるようになるわけですが、林業労働から離れた場合の退職金の問題というのも私はやはり一つのものにするためには、事業費が変化をしていくのだとしたら証紙の方も退職金をよけいにするようにならぬかと、労働者の退職金をよけいにするようにならぬかと思うのです。そこでなかつたらこれは労働者保護のためにならないです。結局その予算単価は事業主のふところに入つていくだけじやないですか。これも私は不合理な問題だと思うのです。この二点についてどうでしようか。

林野庁の資料によると、四八年の三月末の森林組合の労務班で、中退金に加入しているのは全

す。こうした状況下で、たとえば群馬県や石川県、奈良県では、自治体が中退金加入者に掛金の一定の助成をする措置を行つております。さらに本年六月からは、北海道で約六千人の労務班が中退金に加入する予定になつてゐるという話を聞いております。民有林の労働者のうち、政府が直接援助している労務班の労働者を対象にして、建設業や酒造業と同じように、特定業種の退職金制度を発足させたらどうかというふうに私は思うのですが、これに対する見解をちょっと聞かしてもらいたいと思います。

○要説明員 林野庁といたしましては、從来から

林業労働力対策の一環といたしまして、通年就労

奨励事業といものを実施しております。これは

森林組合等の協業体に対しまして、林業労働者の

就労を長期化する、あるいは通年化するというこ

とを促進しようとするものでございまして、その

中で安定的な就労形態に移行した者、具体的に申

しますと、二年間二百五十日以上就労した者、こ

ういう者につきましては中退金等にも加入するよ

うに指導を行つてしまひました。また最近、いま

先生御指摘のように、一部の都道府県等で中退金

への加入助成ということも行なうようになりまし

て、加入者の数も昔と比べますと逐次増加しつつ

ある現状になつておるわけでございます。しかし

ながら、御指摘のように、この加入の状況はまだ

十分ではございません。

そこで、中退金の特定業種を創設したらどうか

という御指摘についても理解できるわけでござい

ますが、この制度につきましては、御承知のとお

り林業を営む相当数の事業者の加入が見込まれ

ることが必要でござります。ところで、林業におき

ます現状を申しますと、経営形態等が複雑多岐に

わかつておるということも反映いたしまして、業

界としても全国的に見てまだ具体的にまとまつた

動きを見せるに至つてはおりません。このような

事情から、現段階におきまして直ちにそういうた

め置くことはむずかしいのではないか、こう考

えておるわけでござります。しかしながら、ただ

いま御指摘のように、林業労働者の福祉の向上を

図る上で退職金制度というものは非常に重要な問

題だと考えておりますので、林野庁といたしまし

ても関係者の意向の集約を図りながら、御指摘の

点も含めましてこの問題をどうしていくか、今後

一層の検討を行いまして、その過程で関係省とも

所要の協議を行つてまいりたいと考えておる次第

でございます。

○寺前委員 時間の都合がありまして私はこれ

で終わりますが、先ほどから私が指摘しております

ように、せつかくの法律自身においての矛盾点

として、掛け金分も長いこと働いておつてもどに

返つてこない、これは抜本的な問題にかかわる。

これは速やかに検討していただいて、次の法改正

を考えてもらら必要がある。それから行政執行面

において、せつかくの制度が物になつていらない問

題がある。これはすぐに改革してもらつたらでき

る話だと思います。

いずれにしても、せつかく中小企業やそこで働く

労働者の保護政策であるということに思いをい

たしたら、いま提案されている程度の内容が労働

省の現在の到達点だといつたら私はお粗末だと指

摘せざるを得ないのです。速やかに改善されるこ

とを要望して、私の質問を終わりたいと思いま

す。

○菅波委員長代理 次に、岡本富夫君。

○岡本委員 現在審議されておりますこの法律案

の対象となる中小企業の数と、それからそこに働く

労働者の数、それからいま現在加入契約してい

る数、これをちょっと先に説明していただきたい

と思います。

○東村政府委員 現在この制度に加入している共

済契約者、つまり事業者でございますが、それは

中小企業退職金共済事業団、つまり一般の共済の

場合には十六万四千三百十四名、これに対する被

共済者、つまり労働者でございますが、百四十七

万七千四百十七名。それから建設業退職金共済組

合の方では、共済契約者数が六万九千八百三十二

名、被共済者数が百二十三万九千四百七十七名。そ

れから清酒製造業退職金共済組合は、共済契約者

が三千三百二十四名、被共済者数が四万三千六百

十四名、合計いたしまして共済契約者数が二十三

万七千四百七十名、被共済者が二百七十五万九千

九百九十八名となつております。

○岡本委員 そうしますと、概算計算すると大体

一割くらいしか加入していないということです

ね。なぜせつかくあるこの中小企業の退職金共済

制度を利用されないのか、どこにネックがあるのか、これをひとつお聞かせ願いたいと思うので

あります。

○寺前委員 この退職金制度といいます

は、先生いま御指摘のよう共済制度でございま

す。なぜ共済制度という形をとつたかというこ

とは、もう十分御案内でございましょうが、中小企

業等で退職金制度が独力で持ち得ないような、そ

ういう企業に対して共済というかつこうでひとつ

やっていこうではないかというので生まれたわけ

でございます。

なお、参考までに申し上げますと、民間における

退職金制度の普及状況でございますが、規模三

百人未満のようないわゆる中小企業では、約一〇

%のところで退職金制度というものがございませ

ん。そういうことが一つございます。それと同時に、これは任意加入でございまするので限界はございませんが、そういう一〇%前後という数字になつております。

われわれとしてもさらにこの加入をもっともと促進するよう、かように考えております。

○岡本委員 あなたはいま退職金制度をつくって

ないのは大体一〇%だと——私どもで調べますと

もつと多いですよ、まあ全部が全部調べていてませ

んけれども。ちょっとその数字はぼくは——だから

一〇%くらいしか退職金制度をつくってないか

らもうこれ以上はふえないのだ、そういう言い方

はちょっと私当たらないと思うのです。この加入率

というの是非常に少ない。それに對してあなた

の方はどういう対策を講じて加入数をふやしていく

ことがありますね。の方はわりに知つておるの

です。

○東村政府委員 私いま申し上げましたのは、退

職金制度がないところだけをやるようにお聞き取

り頼つたとすれば、それは私の表現が足らなかつ

たわけでございます。大体一〇%あるいはそれ以

上かもしませんが、そういうところが一つの中

心ではございますが、やはり退職金制度を持つて

おつてもさらにつけてこの退職金制度に入れるというこ

とは十分考えられますし、そういう実態もござ

います。いずれにいたしましても、先生御指摘の

話だと思います。

○東村政府委員 この退職金制度といいます

は、先生いま御指摘のよう共済制度でございま

す。なぜ共済制度という形をとつたかといふこと

は、もう十分御案内でございましょうが、中小企

業等で退職金制度が独力で持ち得ないような、そ

ういう企業に対して共済というかつこうでひとつ

やっていこうではないかというので生まれたわけ

でございます。

従来やつておりますことは、加入促進をどうい

う形でやつておるかということでござりますが、

毎年十月にこの加入促進強化月間というものを設

けまして、全国的、集中的に加入促進の運動を展

開している、さらにはふだんいろいろのPRをして

いる、たとえば資料の提供、説明会、ラジオ、

テレビ、新聞等による報道、それからさらには地

方公団体による一部の掛金の助成というような

ことでもやつておる次第でござります。何分御指摘

のような件数でござりまするので、これで十分目

的を達せないという面もござりますが、こうい

う中でさらにひとつきめの細かい運動といいます

か、普及促進方を強化してまいりたい、かように考

えて、たとえば資料の提供、説明会、ラジオ、

テレビ、新聞等による報道、それからさらには地

方公団体による一部の掛金の助成というような

ことでもやつておる次第でござります。

○岡本委員 私は、約五十人の中小企業のこうい

う対象になるような人たちと懇談したことがある

のです。ほとんど知りませんね、そんなのある

ことなど、いまきめ細かい対策とおつやつてい

ますけれども一般の方はどつちかといふと、こ

ういう零細企業ですとお忙しいということになか

なかそこまで頭が行かないのかもわかりませんけれども、知らぬ人がずいぶん多いです。私も昔自

分で零細企業をやつてしまつたからよくわかるの

ですが、その仲間を皆集めて聞いてみると、ほと

んどの方は知らない。また、通産省でやつている

ことがありますね。の方はわりに知つておるの

です。

○岡本委員 私は、約五千人の中小企業のこうい

う対象になるような人たちと懇談したことがある

のです。ほとんど知りませんね、そんなのある

ことなど、いまきめ細かい対策とおつやつてい

ますけれども一般の方はどつちかといふと、こ

ういう零細企業ですとお忙しいということになか

なかそこまで頭が行かないのかもわかりませんけれども、知らぬ人がずいぶん多いです。私も昔自

分で零細企業をやつてしまつたからよくわかるの

ですが、その仲間を皆集めて聞いてみると、ほと

んどの方は知らない。また、通産省でやつている

ことがありますね。の方はわりに知つておるの

です。

○岡本委員 私は、約五千人の中小企業のこうい

う対象になるような人たちと懇談したことがある

のです。ほとんど知りませんね、そんなのある

ことなど、いまきめ細かい対策とおつやつてい

ますけれども一般の方はどつちかといふと、こ

ういう零細企業ですとお忙しいということになか

なかそこまで頭が行かないのかもわかりませんけれども、知らぬ人がずいぶん多いです。私も昔自

分で零細企業をやつてしまつたからよくわかるの

ですが、その仲間を皆集めて聞いてみると、ほと

んどの方は知らない。また、通産省でやつている

ことがありますね。の方はわりに知つておるの

です。

○岡本委員 私は、約五千人の中小企業のこうい

う対象になるような人たちと懇談したことがある

のです。ほとんど知りませんね、そんなのある

ことなど、いまきめ細かい対策とおつやつてい

ますけれども一般の方はどつちかといふと、こ

ういう零細企業ですとお忙しいということになか

なかそこまで頭が行かないのかもわかりませんけれども、知らぬ人がずいぶん多いです。私も昔自

分で零細企業をやつてしまつたからよくわかるの

ですが、その仲間を皆集めて聞いてみると、ほと

んどの方は知らない。また、通産省でやつている

ことがありますね。の方はわりに知つておるの

です。

○岡本委員 私は、約五千人の中小企業のこうい

う対象になるような人たちと懇談したことがある

のです。ほとんど知りませんね、そんなのある

ことなど、いまきめ細かい対策とおつやつてい

ますけれども一般の方はどつちかといふと、こ

ういう零細企業ですとお忙しいということになか

なかそこまで頭が行かないのかもわかりませんけれども、知らぬ人がずいぶん多いです。私も昔自

分で零細企業をやつてしまつたからよくわかるの

ですが、その仲間を皆集めて聞いてみると、ほと

んどの方は知らない。また、通産省でやつている

ことがありますね。の方はわりに知つておるの

です。

○岡本委員 私は、約五千人の中小企業のこうい

う対象になるような人たちと懇談したことがある

のです。ほとんど知りませんね、そんなのある

ことなど、いまきめ細かい対策とおつやつてい

ますけれども一般の方はどつちかといふと、こ

ういう零細企業ですとお忙しいということになか

なかそこまで頭が行かないのかもわかりませんけれども、知らぬ人がずいぶん多いです。私も昔自

分で零細企業をやつてしまつたからよくわかるの

ですが、その仲間を皆集めて聞いてみると、ほと

んどの方は知らない。また、通産省でやつている

ことがありますね。の方はわりに知つておるの

です。

○岡本委員 私は、約五千人の中小企業のこうい

う対象になるような人たちと懇談したことがある

のです。ほとんど知りませんね、そんなのある

ことなど、いまきめ細かい対策とおつやつてい

ますけれども一般の方はどつちかといふと、こ

ういう零細企業ですとお忙しいということになか

なかそこまで頭が行かないのかもわかりませんけれども、知らぬ人がずいぶん多いです。私も昔自

分で零細企業をやつてしまつたからよくわかるの

ですが、その仲間を皆集めて聞いてみると、ほと

んどの方は知らない。また、通産省でやつている

ことがありますね。の方はわりに知つておるの

です。

○岡本委員 私は、約五千人の中小企業のこうい

う対象になるような人たちと懇談したことがある

のです。ほとんど知りませんね、そんなのある

ことなど、いまきめ細かい対策とおつやつてい

ますけれども一般の方はどつちかといふと、こ

ういう零細企業ですとお忙しいということになか

なかそこまで頭が行かないのかもわかりませんけれども、知らぬ人がずいぶん多いです。私も昔自

分で零細企業をやつてしまつたからよくわかるの

ですが、その仲間を皆集めて聞いてみると、ほと

ですね、商工会とかいろんなのを通じまして。しかし、この労働省関係のこれらはほとんど知らない。こういう実態ですよ。だからこれはもととP.R.もつときめ細かく、どういうようにやるかということは、何と申しましても地方公共団体の出先といいますか、これにうまくお願ひするしかないのじやないかと思うのですが、それはそれとして、四十八年度中に相当脱退しているわけですね。途中でやめている。このやめているのはどういう理由でやめているのか、これをまず四十八年度中の分だけで結構ですから、脱退した数、これをちょっとお聞かせ願いたいのです。

○東村政府委員 昭和四十八年度における共済契約者の脱退の状況でございますが、掛金を滞納する、そういう事態が起りまして事業団からの解約を受けた、そういう件数が三千二百八十件、企業独自で退職金制度を創設したということによつて事業主の方から解約した件数が百六十六件、合計三千四百四十六件となつております。また被共済者の脱退状況について見ますと、四十八年度中のあるいは未納だから事業団の方から断つたとか、うことですけれども、事業団の方で何遍未納になればこれを解約する、こういうようなあれが決まつているのですか。

○岡本委員 倒産してもう払えなくなつたとか、あるいは未納だから事業団の方から断つたとか、うことですけれども、事業団の方で何遍未納になつております。

○東村政府委員 掛金の滞納による事業団からの解約による脱退という問題でございますが、事業団は、本来納すべき月分の六分の一または継続

する十二ヵ月分の掛金未納があれば共済契約を自動的に解除することになつておりますが、極力掛

金滞納による契約解除を防止するため、掛け金滞納期間が三ヵ月に達するとまず最初の督促を行います。その後滞納が続くと三ヵ月ごとに督促を行

い、十一ヵ月になると契約解除を予告することになつております。その後二ヵ月内に掛け金が納付されない場合には契約解除、こういうことに相な

ります。

○岡本委員 どうも最近非常に不況が続いている

わけですね。ですから三ヵ月未納あるいは六ヵ月

未納、こうなつたら全部打ち切つてしまつ、これ

は私はもう少し待つてやつていいのじやないかと

思つてますが、契約者あるいは被共済者ですか、

この方からこんなのつまりからやめるというな

ら仕方がないけれども、最近非常に不況になつて

おりますから、これはまた中小企業盛り返してく

るわけですから、そうなるといままでのやつが全

部、後で話しますけれども、掛け捨てや掛け損

になつてしまつ。少し私は安易に過ぎるのじやな

いかと思うのですね。このごろ手払いでも、台風

手形という一年かかるような手形もあるのですか

が、この点についていかがですか。

○東村政府委員 ただいま申し上げましたよう

に、これこそかなりきめ細かいいろいろの予告

なりをしながら、最後にやむを得ず契約解除とい

うところに相至るわけでござりますが、これは法

令に規定、根拠がございまするので、先生のお気

持ち、御趣旨はわかりますが、現在のところこう

いう形で進めていくということになつてゐるわけ

でござります。

○岡本委員 その点は、ひとつこういうときにな

つてきましたら一遍法改正でもするとか、いつま

でも好況あるいは普通ですといつたときはいい

でけれども、今度の不況といふのは今までの

高度成長政策のひずみが來ているわけでしょ。

いまそのしわ寄せがほとんど全部中小企業、零細

企業に來っているわけですからね。こういうときは

非常措置として何らかひとつ大臣の方で考える方

法がありませんか。

○東村政府委員 根拠が法令でございまするの

で、相当問題がある、万々長を得ないと、いう問題

の取り扱いをどうするかといふことはござります

ります。

○岡本委員 省令なんですね。省令なら別に

ざるを得ないし、早目に早目に手続き等をとりながら

相談をするということは可能かもわかりませんが、

ただいまの原則は法令でございまするので、やむ

を得ないのではないか、かように考えております。

○岡本委員 大臣、そのときにうまく法が合わな

くなつてくると、一部改正なんかを政府の方から

提案してますね。この姿を見ますと、自分の方

に都合のよいときは、法令がそなつておるか

らそのままいく。要するに、いままでの掛けてき

たやつをそくり取つちやうわけですからね。

払つていくんぢやないんだから。非常に自分の方

に、政府の方に都合のいいような解釈の仕方じや

ないかと私は思うのですね。法令がぐあいが悪けれ

ばそこのところを改正を提案すればいいじやない

ですか。ここで言ういても仕方がない。ひとつ

今度それを一部改正——ほくはいま法令を持って

いないからどこに当たるかはわかりませんが、ち

ょつとそこを一遍説明してください。

○水谷政府委員 法令と申しましたが、根拠は法

律で決まつておりますし、その法律では「共済契

約者が労働省令で定める一定の月分以上について

掛け金の納付を怠つたとき」、こういう場合には契約

を解除するという法律上の根拠があるわけでござります。しかし、できるだけ解約はしたくな

いといふのがもちろん事業団側の意向でもあるわ

けでございましまして、この法律を受けました省

令でいろいろ規定がされておりまして、先ほど局

長が申し上げましたような一定の基準が決められ

ておるわけでござります。ただ根拠が省令でござ

いますし、「共済契約者がその責に帰することができますが、これがひとつの明らかにしてもらいたいと思う

のです。

○東村政府委員 四十八年度で申し上げますと、

掛け捨てが、その対象者をまず申し上げますと四

万八千三十七名でございまして、その額が四億七

千九百八十九万円でござります。それから掛け損

の方でございますが、対象が三万九千八百二十八

人でござります。この額でございますが、七億三

百五万七千円と相なつております。

○岡本委員 そうすると両方で約一億八千万、

これだけ中小企業の方から召し上げてしまつたこ

うことですね。私は一年未満で離職したこの

辺の運用を彈力的にいたしまして、できるだけ御

要望の趣旨に沿うよう方向で検討させていただ

きたいというように考えております。

が、やはり原則としてはこういうかつこうでいか

ざるを得ないし、早目に早目に手続き等をとりながら

相談をするということは可能かもわかりませんが、

ただいまの原則は法令でございまするので、やむ

を得ないのではないか、かように考えております。

○岡本委員 大臣、そのときにうまく法が合わな

いなかつてくると、一部改正なんかを政府の方から

提案してますね。この姿を見ますと、自分の方

に都合のよいときは、法令がそなつておるか

らそのままいく。要するに、いままでの掛けてき

たやつをそくり取つちやうわけですからね。

払つていくんぢやないんだから。非常に自分の方

に、政府の方に都合のいいような解釈の仕方じや

ないかと私は思うのですね。法令がぐあいが悪けれ

ばそこのところを改正を提案すればいいじやない

ですか。ここで言ういても仕方がない。ひとつ

今度それを一部改正——ほくはいま法令を持って

いないからどこに当たるかはわかりませんが、ち

ょつとそこを一遍説明してください。

○水谷政府委員 法令と申しましたが、根拠は法

律で決まつておりますし、その法律では「共済契

約者が労働省令で定める一定の月分以上について

掛け金の納付を怠つたとき」、こういう場合には契約

を解除するという法律上の根拠があるわけでござ

ります。しかし、できるだけ解約はしたくな

いといふのがもちろん事業団側の意向でもあるわ

けでございましまして、この法律を受けました省

令でいろいろ規定がされておりまして、先ほど局

長が申し上げましたような一定の基準が決められ

ておるわけでござります。ただ根拠が省令でござ

りますし、「共済契約者がその責に帰することができますが、これがひとつの明らかにしてもらいたいと思う

のです。

○東村政府委員 四十八年度で申し上げますと、

掛け捨てが、その対象者をまず申し上げますと四

万八千三十七名でございまして、その額が四億七

千九百八十九万円でござります。それから掛け損

の方でございますが、対象が三万九千八百二十八

人でござります。この額でございますが、七億三

百五万七千円と相なつております。

○岡本委員 そうすると両方で約一億八千万、

これだけ中小企業の方から召し上げてしまつたこ

うことですね。私は一年未満で離職したこの

辺の運用を彈力的にいたしまして、できるだけ御

要望の趣旨に沿うよう方向で検討させていただ

きたいというように考えております。

が、やはり原則としてはこういうかつこうでいか

ざるを得ないし、早目に早目に手続き等をとりながら

相談をするということは可能かもわかりませんが、

ただいまの原則は法令でございまするので、やむ

を得ないのではないか、かのように考えております。

○岡本委員 大臣、そのときにうまく法が合わな

いなかつてくると、一部改正なんかを政府の方から

提案してますね。この姿を見ますと、自分の方

に都合のよいときは、法令がそなつておるか

らそのままいく。要するに、いままでの掛けてき

たやつをそくり取つちやうわけですからね。

払つていくんぢやないんだから。非常に自分の方

に、政府の方に都合のいいような解釈の仕方じや

ないかと私は思うのですね。法令がぐあいが悪けれ

ばそこのところを改正を提案すればいいじやない

ですか。ここで言ういても仕方がない。ひとつ

今度それを一部改正——ほくはいま法令を持って

いないからどこに当たるかはわかりませんが、ち

ょつとそこを一遍説明してください。

○水谷政府委員 法令と申しましたが、根拠は法

律で決まつておりますし、その法律では「共済契

約者が労働省令で定める一定の月分以上について

掛け金の納付を怠つたとき」、こういう場合には契約

を解除するという法律上の根拠があるわけでござ

ります。しかし、できるだけ解約はしたくな

いといふのがもちろん事業団側の意向でもあるわ

けでございましまして、この法律を受けました省

令でいろいろ規定がされておりまして、先ほど局

長が申し上げましたような一定の基準が決められ

ておるわけでござります。ただ根拠が省令でござ

りますし、「共済契約者がその責に帰することができますが、これがひとつの明らかにしてもらいたいと思う

のです。

○東村政府委員 四十八年度で申し上げますと、

掛け捨てが、その対象者をまず申し上げますと四

万八千三十七名でございまして、その額が四億七

千九百八十九万円でござります。それから掛け損

の方でございますが、対象が三万九千八百二十八

人でござります。この額でございますが、七億三

百五万七千円と相なつております。

○岡本委員 そうすると両方で約一億八千万、

これだけ中小企業の方から召し上げてしまつたこ

うことですね。私は一年未満で離職したこの

辺の運用を彈力的にいたしまして、できるだけ御

要望の趣旨に沿うよう方向で検討させていただ

きたいというように考えております。

が、やはり原則としてはこういうかつこうでいか

ざるを得ないし、早目に早目に手続き等をとりながら

相談をするということは可能かもわかりませんが、

ただいまの原則は法令でございまするので、やむ

を得ないのではないか、かのように考えております。

○岡本委員 大臣、そのときにうまく法が合わな

いなかつてくると、一部改正なんかを政府の方から

提案してますね。この姿を見ますと、自分の方

に都合のよいときは、法令がそなつておるか

らそのままいく。要するに、いままでの掛けてき

たやつをそくり取つちやうわけですからね。

払つていくんぢやないんだから。非常に自分の方

に、政府の方に都合のいいような解釈の仕方じや

ないかと私は思うのですね。法令がぐあいが悪けれ

ばそこのところを改正を提案すればいいじやない

ですか。ここで言ういても仕方がない。ひとつ

今度それを一部改正——ほくはいま法令を持って

いないからどこに当たるかはわかりませんが、ち

ょつとそこを一遍説明してください。

○水谷政府委員 法令と申しましたが、根拠は法

律で決まつておりますし、その法律では「共済契

約者が労働省令で定める一定の月分以上について

掛け金の納付を怠つたとき」、こういう場合には契約

を解除するという法律上の根拠があるわけでござ

ります。しかし、できるだけ解約はしたくな

いといふのがもちろん事業団側の意向でもあるわ

けでございましまして、この法律を受けました省

令でいろいろ規定がされておりまして、先ほど局

長が申し上げましたような一定の基準が決められ

ておるわけでござります。ただ根拠が省令でござ

りますし、「共済契約者がその責に帰することができますが、これがひとつの明らかにしてもらいたいと思う

のです。

がいいのじやないかと思うのですが、これはいかがですか。

○東村政府委員 掛け捨て、掛け損のお話でござりますが、確かに一年未満の人は掛け捨て、一年以上二年未満は掛け損、それ以降掛金相当額、それから今度は掛け金以上に金額がふえてくるというカーブになつております。つまり、ここで掛け捨て、掛け損という問題が起りこりましても、それは短期におやめになつた方の場合でございまして、そのお金は長期に勤続しておやめになる方の方に回る。これは一般の企業等における退職金の支給として、この退職金共済制度においても長期勤続者に厚くしようという趣旨でかようによ相なつてゐる次第でございます。

○岡本委員 生命保険というような場合は、これはその生命を保障しておるわけですから、これは三年までは掛け損になるわけですけれども、これも大分縮まってきておる。この共済制度を見ますと、そういう危険負担というものがいいわけだと私は思うのですよ。ですから、掛けてきたこの利息はあなたの方で取つて持つておるわけですから、らね、事業団の方で。そうでしょう。ですから、一年以内の方、これは皆ゆえあって退職しているわけでしよう。それから二年以内の方。このときだけは掛けた分だけは、利子はよろしいから、これは返してあげるのが筋じやないかと私は思うのですが。どうもほかの保険と同じような考え方のようやくなことを言ふかもわからませんけれども、じや、そここの事業主がこれをやるかやらないかといふことになると、そうでないかもわからない。ですから、これは中小企業者の方から見ると、どうも専門制度だ、こういうふうに言つておる人がいるわけですが、この点どうですか。

ざいませんで、いま申し上げました掛け捨て、掛け損の分、さらにはその利子をすべて長期勤続者の退職金の方に回す、こういうシステムになつておりますので、これは長期勤続者について厚くする必要がないとか、そういういろいろな議論の上、でそういう掛け捨て、掛け損をなくせという話でござりますとよろしいのですが、本来これは短期勤続者よりも長期勤続者をより厚くしようじやないかという制度の方針のもとにできたカーブでございますので、やはりその掛け捨て、掛け損のものは長期に亘るという形でよろしいのではないか。

規定がございまして、「安全かつ効率的な運用を実現しない範囲で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増進するための資金に融通されるよう配慮されなければならない。」という規定に相なっております。そこで、このような法的要請がございますので、余裕金の大半は中小企業への融資の資金となるように、しかも有利、安全な運用がなし得るように、御存じの商工中金債等の債券の購入に充てられております。」のほか、勤労者住宅等の福祉施設のための資金に充てるための事業主への融資などをも行つてはいるところでございます。

融資との金利の差は、現在以上に非常に大きかつたわけでございます。ただ、先生御指摘のようないろいろな御要望もございますので、その後貸し付け金利につきましては、現在の公的融資が年八%に対しましてこれが八・二%ですか、これが当初公的融資が六%ないし六・五%のころ、昭和四十年一月に制度を始めたときにはこちらの方が八・五%だったわけでございまして、そういうようになりますが、中小企業の方々が利用しやすいようになりますが、そもそもこの制度の目的たしておりますけれども、そもそもこの制度の目的が、できるだけ効率的に資金を運用するといいますが、そういうことでございますので、現在でも一般の公的融資と比較いたしますと、多少この方がそういう金利とかあるいは償還期限の面では不利になつておるということでございます。ただ、こちらの制度におきましては、別の面といったしましては、いわゆる標準建設費的なものではなくて、実際の価格に対して一定の率で貸し付け

いますが、これはやはり通常の退職金の場合にも、短期の人は退職金が渡らない、長期の人を優遇するという一般の形がございますので、そういう場合にはやはりそういう一般の退職金制度を共済でやろうということでござりますので、そういう面からもやはり掛け捨て、掛け損はやむを得ないではないか、かように考えておるわけでございますが、御指摘の問題があることは私ども重々承知はしております。

○岡本委員 これは少なくとも一年以内の人を掛け損にして、二年以上になつたら今度は全額返してあげるというぐらいのようだ。将来これは運用面からひとつ考えてもらいたい。ということは、中小零細企業というのは非常に定着しないのですね。定着しないところへ今度は長期に勤務した人に優遇するということは、そんなに渡らないといふことになつてくるわけですよ、人數が。だから、それはもう一度検討していくだくということにします。

そういうところは中小企業と関係ないのですよ。いま中小企業は資金難で困つておるわけですかからね。これをもっと中小企業の方に回るように配慮もしたらいかがかと私は思うのです。

それで、中小企業者がこれを借りて住宅を建てるとかいう場合に、ほかの制度と比べると非常に遜色が見受けられるわけですね。たとえば勤労者融資の財形の雇用促進事業団からの金利、それからもう一つは年金福祉事業団からの金利、それから返済する年限、これを調べますと、中小企業の退職金共済事業団からのと非常に差がある。これはどういうわけなのか、ひとつお聞きしたいと思うのです。

○水谷政府委員 この制度は御指摘のように、他の公的な融資制度に比べまして、金利の面とかあるいは償還期間の面では確かに多少不利なものになつておるといいますか、そういうことになつておることは事実でございます。

その理由は、この制度は先ほど局長が申し上げ

方がそういう金利とかあるいは償還期限の面では不利になつておるということござります。ただ、こちらの制度におきましては、別の面といたしましては、いわゆる標準建設費的なものではなくて、実際の価格に対して一定の率で貸し付けますか、そういうふうなことに配慮いたしました、せめてそういう面で多少ともこの制度の悪い面を補つて借りやすいものにいたしたいと、いうように考えておるわけでございます。

○岡本委員 この年金福祉事業団ですと、中小企業の事業主が借る場合は所要金額の九〇%まで借りるわけですね。ところが、この共済事業団ですと七〇%しか借れない。それからこの金利は、こっちを見ますと、七・五%ですよ。ところが、本事業団では、これは年利率が八・二%、しかも償還期限が十年以内でしよう。こっちの方を見ますと、年金福祉事業団の方を見ますと、これは何年ですか、十八年、十年もありますけれども、二十五年まで最長借りるわけですね。

時間がありませんから次にいきますが、この制度の積立金の運用について、いま額は千五百億ですか、このお金はどこに運用されておるのか、これらを明らかにしてください。

○東村政府委員 現在、積立金をどう運用するかという問題につきましては、法律にかなり細かい規定がありますが、この制度の積立金の運用について、いま額は千五百億ですか、このお金はどこに運用されておるのか、これらを明らかにしてください。

その理由は、この制度は先ほど局長が申し上げましたように、安全、効率であるということが第一であり、かつ、できるだけ有利に運用いたしまして退職金の原資をやすということと、当初から運用いたしております。したがいまして、当初直接融資を始めたときには、実験として現在の金利との差は――現在といいますか公的

〔菅波委員長代理退席、竹内（黎）委員長代理着席〕

を見ましても、いまあなたのお話しあつたように8%，それから長いのが三十五年から十八年ですか、これは共済制度を伸ばしていくためにはやはりもつと借りやすいようにもし、それからこの資金を中小企業が使えるように改正をした方がいいんじゃないのか、こういうように思うのですが、いかがですか。

○東村政府委員 ただいま先生いろいろ御指摘ございましたが、いざれにいたしましても今後のこの融資制度のあり方等につきましては、実績を見ながら審議会の御意見も聞いた上でさらに検討してまいりたい、かようと考えております。

○岡本委員 それからいま財形貯蓄なんかでもやかましく言われておりますけれども、目減り対策ですね、これについて要するに物価スライド方式をやはり若干とらなければならぬのではないかと思うのですが、前の掛けたのといま掛けたのとずいぶん違うし、こうして物価が上がってくる、あるいはせっかく掛けた金額が下がってくるわけでしょう。この目減り対策については、いまのところどういうようなお考えがあるのか、これをひとつお聞きしておきたい。

○東村政府委員 御指摘のように、この制度に限らず目減りという問題がいろいろ論議されているようですが、この制度は本来現行の給付を前提にして収支均衡しているというわけでございまして、仮に過去の掛金について物価スライドを行うということになれば、これは基本的な問題にならざるを得ないと思うのです。しかしこの制度は御承知のように任意加入でございまして、掛金の額も一定の幅の中で任意でございます。したがって、これを強制的に賦課するということ是不可能でございます。国家が負担すべきであるといつた御意見もあるいは前提にお考えかもしませんが、この制度が基本的に共済という形をとり、しかも任意であるということでおございまして、御指摘の点重々問題はわかりますが、なかなかむずかしい問題だと思います。

なお、この問題に関してはやはり物価が上がる

ということに対応いたしまして、月額を変更するという、そういう筋道が認められておるわけですね。つまりほかの保険等では途中で増額を認めているというのは余り例がございませんが、この制度では中途で掛金の増額を認めるという形になっておりますので、その点はやや他の制度と異なつて、ある意味では一応の答えが出ているのではないかというふうに考えるところでございまます。

○岡本委員 お約束の時間が参りましたから、これで終わりますけれども、やっぱりこれは大臣、いま財形貯蓄あるいはいろいろな目減り対策について相当政府の方でも考えておるそりだし、また

時代の要求ですからね、これも少しこの制度にもやっぱり取り組んでいく、それでなければもう無理して掛けたものが結局値打ちがなくなってしまいます。それで相当政府の方でも考えておるそりだし、またそういうことでは、私はこの制度はどんどん発展しないと思うのです。ですから、そういうた何といいますか、一つの誘い水としましてもやはりそういうものの検討を加えていくということが大切だと思うのです。

それを要望しまして、時間が参りましたから、終わります。

○竹内(黎)委員長代理 次に小宮武蔵君。
○小宮委員 現在の掛金は、四十九年十二月末で見ますと、四百円から四千円になつておるわけでございますが、多少大きくなりまして、千円未満が二一・六%でございます。このうち今度改正いたします八百円未満が一七・三%、千円未満が二一・六%ということになります。それから三千円台が三一・七%でございます。それから二千円台が二二・一%、それから四千円台といいますか、三千円から四千円までが二四・七%というような状況になつております。

○水谷政府委員 それでは、この共済制度に入れておられる労働者の現在の年数、契約しておる年数を見れば、どうなりますか。たとえば加入してから何年ぐらいの人がどれくらいおるのか、その点はいかがですか。

○東村政府委員 四十八年度末における被共済者について、掛金納付年数別の割合を申し上げますと、二年未満が三二・一%、二年から五年未満が二六・八%、五年以上十年未満が二五・四%、十年以上で一五・七%となつております。

○小宮委員 それでは現在の掛金の総額は幾らで、それから退職金給付に支給された額は幾らですか。

○東村政府委員 昭和三十四年に中退制度が発足して以来四十八年末現在の掛金収入の総額は、千四百十六億八千万円余となつております。一方、退職金及び解約手当金の合計は四百五十億円余と相なつております。

いる人たちは約千五百万人でございます。これに對して被共済者、つまり退職金共済に入っている人は約百五十万でございますので、一〇%程度が加入している、こういう数字になるわけでござります。

○小宮委員 現行の掛金は最低四百円、最高八百円となってますが、現行の加入者の中でこれを掛金のランク別に見れば大体どうなつておるのか。

○水谷政府委員 現在の掛金は、四十九年十二月末で見ますと、四百円から四千円になつておるわけでございますが、多少大きくなりまして、千円未満が二一・六%でございます。このうち今度改正いたします八百円未満が一七・三%、千円未満が二一・六%ということになります。それから三千円台が三一・七%でございます。それから二千円台が二二・一%、それから四千円台といいますか、三千円から四千円までが二四・七%というような状況になつております。

○小宮委員 それでは、この共済制度に入れておられる労働者の現在の年数、契約しておる年数を見れば、どうなりますか。たとえば加入してから何年ぐらいの人がどれくらいおるのか、その点はいかがですか。

○東村政府委員 四十八年度末における被共済者について、掛金納付年数別の割合を申し上げますと、二年未満が三二・一%、二年から五年未満が二六・八%、五年以上十年未満が二五・四%、十年以上で一五・七%となつております。

○小宮委員 それでは現在の掛金の総額は幾らで、それから退職金給付に支給された額は幾らですか。

○東村政府委員 昭和三十四年に中退制度が発足して以来四十八年末現在の掛金収入の総額は、千四百十六億八千万円余となつております。一方、退職金及び解約手当金の合計は四百五十億円余と相なつております。

○小宮委員 先ほども質問が出ましたけれども、

退職金共済制度の掛金は中小企業退職金共済事業団が管理運営をやつているわけですが、なるほどこの法律の中にも余裕金の運用という問題がありますけれども、これは退職金給付以外に中小企業の方々にもつと有効に活用するような方法を考えるべきじゃないかと思いますが、現状と今後の考え方について若干お聞きしておきたいと思います。

○水谷政府委員 掛金の現状は、先ほども申し上げましたとおり、現在あります約千五百億円の金のうち大部分が金融債といいますか、商工債券あるいは不動産債券、興銀の債券等に使われておるわけでございます。これの比率が六九・七%でございます。

〔竹内(黎)委員長代理退席、委員長着席〕
それから政府保証債、中小企業金融公庫の債券が六・七%、それから地方債ですか、地方公共団体に対する貸し付けが五・二%、それから貸しで直接融資に使っておりますのが一・九%、それが投資不動産といいますか、現在中小企業退職金共済のビルがございますが、これに〇・六%、それから短期の預け金で一時的に預けておるのが二・九%というような状況で現在資産の運用はいたしております」ということでございます。

○小宮委員 ただいまの説明だけでは、どういうことに使われておるのか、本当に中小企業のために使われているのかどうかということについては、われわれは理解しがたいのです。だから考え方は、余裕金はやはり中小企業の方々に何らかの形で活用するという姿勢を持っていただきぬと、中小企業の零細な人たちから金を集め、その金が中小企業のために還元されずに、むしろほんの方向に金が使われるということになると、これはやはり問題があると思うのです。先ほどの話を聞いておりましても、四十八年で脱退される方もおられるというような問題もあるし、今回最低八百円から最高一万円まで上げるわけですが、いまこの不況の時代、最高の一万円に加入される

方がどれだけおるのかわれわれは想像もつきませんけれども、やはり問題は、こういうような零細な方々の制度でございますから、そういうような人たちにできるだけ有効に還元していくということを考えてもらいたいと思うのです。

それから、この制度についていろいろ問題があるのですが、現在この共済制度の対象は従業員三百人未満の中小企業者、こうなっておりますが、小売業、サービス業は五十人以下というふうになつてゐるわけですね。小売業、サービス業を五十人以下に限定したのは何か特別の根拠がありますか。

○東村政府委員 ただいま先生御指摘のように、

中小企業と一口に言いましても、製造業とサービス業等については従業員の規模に差がござります。

この制度の対象を製造業については三百人、サービス業については五十人としておりますのは、何といいましてもこれは中小企業対策の一環であるというところから設けられたものでござりまするので、中小企業基本法の中小企業の範囲に従つたといいますか、のつたためにそのようになつたわけでございます。この制度が従業員の規模だけによりまして資本金の規模ということを問題にしておりませんのは、労働関係の問題というふうを考えると当然といいますか、そういう立場から従業員の規模にウエートを置いて考えた、このような次第でございます。

○小宮委員 共済法の第二条にもはつきりうたわれておるわけですが、やはり本来は、中小企業の退職金も払えないという人たちに対する一つの共済的な役割りを果たすわけですから、余りシビアにやり過ぎると、サービス業だって五十人以下の入しか適用されないとなると、せつかくの制度が、精神的な面から言っても、私は何とかこの制度の趣旨に反するような気もするのです。

具体的な例を申し上げますと、これは私のところにも陳情が来ておるのですが、たとえば各産業に

おける製図設計を業とする人たちの中で、この人たちは、この法律からいきますと五十人以下の事業所

しか適用されないということで加入できないわけです。ところが、いまこういう人たちの中で、たとえば五十人以上いるところの人たちはかなり多い。そういうような人たちから見れば、サービス業といふことだけでの制度に加入ができるない。製造業に指定されれば、これは三百人以下だから入るわけです。だからこういった中間において、この制度の適用を受けられずに、入りたくても入れない人たちがかなりの数おるということなんです。だから、私はこの制度の趣旨から言って、こういうような人たちを救うことやはり労働者としては考えるべきじゃないかというふうに思うのです。

こういうような具体的な問題に直面してみていろいろな問題が出てくるわけですが、そういうような意味で、私は先ほど五十人以下と限定したのは何か特別な理由があるのか——なるほど法律にも書いてありますし、中小企業基本法の精神にのっとつてもそなれども、やはりこういつたことを何でほつといていいのかということにもなつてしまります。そういうような意味で、この制度が適用できるように何か労働省として考えられる余地があるのか、また、この問題について再検討でもしてみたいという考え方があるのかどうか、この点、ひとつこれは労働大臣から述べてください。

○農谷川国務大臣 サービス業等について範囲の拡大をすべきではないかという御指摘の点につきましては、これからこれらの業種における退職金制度の普及状況や中小企業に関する諸法律の関連等を勘案いたしまして、中小企業退職金共済審議会の御意見を聞いて、今後慎重に検討してまいりたい、こう思います。

○小宮委員 問題は、大体日本標準産業分類で、

制度の普及状況や中小企業に関する諸法律の関連等を勘案いたしまして、中小企業退職金共済審議会の御意見を聞いて、今後慎重に検討してまいりたい、こう思います。

○小宮委員 特にこの際強調しておきたいのは、いま各企業というよりは各産業の設計士が全国的に不足しておるのです。また、これらの設計者を養成するためにはかなりの長期間を必要として、少なくとも十年はかかるのです。したがつて、従来は各産業の各企業においても自分の企業内に——設計士は何といつても各企業の参考本部ですから、そういう意味ではいろいろな事情等もあつて各企業で確保しておつたのが、仕事量の問題

よつてこの工程が全部流れていくわけですからね。私はやはりサービス部門という認識が、われわれが一般に考えるサービス業といふことと——船舶製造にしましても機械製造にしても、こういうことにおける設計を業とする人たちを単にサービス業としてとらえていいのかどうか、とさえいふことですが、これは行政管理庁も来ておられるのですが、これは行政管理庁も来ておられる中における設計を業とする人たちを単にサービス業としてとらえていいのかどうか、とさえいふことだけこの制度に加入ができない。そういうことでこの制度に加入ができない。製造業に指定されれば、これは三百人以下だから入るわけです。だからこういった中間において、この制度の適用を受けられずに、入りたくても入れない。人たちはかなりの数おるということなんです。だから、私はこの制度の趣旨から言って、こういうような人たちを救うことやはり労働者としては考えるべきじゃないかというふうに思うのです。

○松井説明員 お答え申し上げます。

日本標準産業分類は、もっぱら統計利用のサイドから産業を分類する基準を定めておるものでございますが、分類の基準をサービス業について申し上げますと、もっぱら特定の産業に付帯して行われるサービス業の場合には該当大分類の産業に格づけるのを一応原則としてございます。したがつて、御指摘の船舶等の設計を行なう事業所に何でほつといていいのかということにもなつてしまります。そういうような意味で、この制度が適用できるように何か労働省として考えられる余地があるのか、また、この問題について再検討でもしてみたいという考え方があるのかどうか、この点、ひとつこれは労働大臣から述べてください。

○農谷川国務大臣 サービス業等について範囲の拡大をすべきではないかという御指摘の点につきましては、これからこれらの業種における退職金制度の普及状況や中小企業に関する諸法律の関連等を勘案いたしまして、中小企業退職金共済審議会の御意見を聞いて、今後慎重に検討してまいりたい、こう思います。

○小宮委員 問題は、大体日本標準産業分類で、制度の普及状況や中小企業に関する諸法律の関連等を勘案いたしまして、中小企業退職金共済審議会の御意見を聞いて、今後慎重に検討してまいりたい、こう思います。

○小宮委員 特にこの際強調しておきたいのは、いま各企業というよりは各産業の設計士が全国的に不足しておるのです。また、これらの設計者を養成するためにはかなりの長期間を必要として、少なくとも十年はかかるのです。したがつて、従来は各産業の各企業においても自分の企業内に——設計士は何といつても各企業の参考本部ですから、そういう意味ではいろいろな事情等もあつて各企業で確保しておつたのが、仕事量の問題

あるいは合理化の問題、あるいはせつかく長年養成した技術者を定年退職後も確保するという立場から、この設計業務というものが企業外に出て、そこでこういう人たちに対してもっと、特にこれをきたという今日までの歴史もあるのです。だから、そういう意味で非常に貴重な存在でもあるので、どういう人たちを確保するための設計業がふえたという今日までの歴史もあるのです。だから、そういう意味で非常に貴重な存在でもあるので、どういう人たちに対してもっと、特にこれをひどく御答弁を願いたいと思います。

○松井説明員 審議会は毎月開いてございます。

そのほかに、こういう専門的な面につきましては、専門の部会を設けてさらに幅広い審議を重ねて、それから毎月審議にかけるというふうに、非

3 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第一項に規定する最低賃金について必要があると認めるときは、その廃止の決定をすることができる。

(労働協約に基づく産業別又は職業別の最低賃金等)

第十一條 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、一定の地域内の事業場で使用される同一産業又は同一職業の労働者の過半数が賃金（第五条第三項第一号から第三号までに掲げる賃金を除く。以下この条において同じ。）の最低額に関する定めを含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の大部分の合意による申請があつたときは、これらの賃金の最低額に関する定めに基づき、第八条第一項の規定による最低賃金額を超える額で、その一定の地域内の事業場で使用される同一産業又は同一職業の労働者の全部に適用する最低賃金を決定することができる。

2 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、当分の間、前項に規定する最低賃金が決定されない一定の事業又は職業について、労働者の賃金の改善を図るために必要なと認めることは、第八条第一項の規定による最低賃金額を超える額で、当該事業又は職業について適用する最低賃金を決定することができる。

第十二条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条第一項の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則又は地方最低賃金委員会規則で定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

前条第一項に規定する労働者又はこれを使用的使用者で同項の申請に係る労働協約の適用を受けないものは、前項の規定による公示があつた日から起算して一月以内に、中央最低

賃金委員会又は地方最低賃金委員会に、異議を申し出ることができる。

3 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第一項の規定による公示の日から起算して一月を経過するまでは、前条第一項の決定をすることができない。

4 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条第一項の決定をする場合において、第一項の規定による申出があつたときは、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一年以内の期間を限つて猶予し、又はその期間最低賃金額について別段の定めをすることができる。

第十三条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第十一條第一項に規定する最低賃金について、その決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができる。

第十四条 第十一條第一項に規定する最低賃金の基礎となつた労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。

2 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第十一條第二項に規定する最低賃金について必要があると認めるときは、その改正又は廃止の決定をすることができる。

第十五条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第八条第一項、第九条第一項、第十一条又は第十三条の規定による最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をしたときは、中央最低賃金委員会規則又は地方最低賃金委員会規則で定めるところにより、当該決定した事項を公示しなければならない。

2 第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項若しくは第二項、第十一條又は第十三条の規定による最低賃金の決定及び改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して一月を経過した日（第十一條第一項又は第十三条第一項の規定による最低賃金の決定又は改正の決定の場合において、公示の日から起算して一月を経過

した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、第十三条第三項又は第十三条の規定による最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（第十三条第一項の規定による最低賃金の廃止の決定の場合において、公示の日後日の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（周知義務）

第十六条 使用者は、中央最低賃金委員会規則又は地方最低賃金委員会規則で定めるところにより、その使用する労働者に適用される最低賃金の概要を、當時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置を探らなければならない。

第三章 中央最低賃金委員会及び地方最低賃金委員会の設置及び権限

（中央最低賃金委員会の設置及び権限）

第十七条 この法律の規定によりその権限に属させられた事務を行うため、都道府県に地方最低賃金委員会を置く。

（中央最低賃金委員会の組織等）

第十八条 中央最低賃金委員会は、労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）及び使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）各十二人並びに公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）六人をもつて組織する。

2 労働者委員は、労働者の団体が政令で定めるところにより推薦した者について、使用者委員は、使用者の団体が政令で定めるところにより推薦した者について、公益委員は、労働者委員及び使用者委員の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

5 中央最低賃金委員会に会長を置く。

6 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

8 中央最低賃金委員会の会議は、会長が招集する。

9 公益委員は、会議においては、労働者委員と使用者委員との協議を促進し、適正な結論に達するよう努めなければならない。

10 中央最低賃金委員会に事務局を置き、事務局に事務局長その他の職員を置く。

11 この法律に規定するもののほか、中央最低賃金委員会に關して必要な事項は、政令で定める。

（地方最低賃金委員会）

第十九條 この法律の規定によりその権限に属させられた事務を行うため、都道府県に地方最低賃金委員会を置く。

2 前条の規定は、地方最低賃金委員会について準用する。この場合において、同条第一項中「十二人」とあるのは「七人」と、「六人」とあるのは「四人」と、同条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（職権）

第二十条 第十条、第十一條及び第十三条に規定する中央最低賃金委員会及び地方最低賃金委員会の権限は、二以上の都道府県の区域にわたる事案については、中央最低賃金委員会が行い、一つの都道府県の区域内のみに係る事案については、当該都道府県の地方最低賃金委員会が行う。

（規則制定権）

第二十一条 中央最低賃金委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、中央最低賃金委員会が行う手続その他事務処理に關し必要な事項について、中央最低賃金委員会規則を定めることができる。

2 地方最低賃金委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、地方最低賃金委員会が行う手続その他事務処理に關し必要な事項について、地方最低賃金委員会規則を定めることができる。

要な事項について、政令で定める基準に従い、地方最低賃金委員会規則を定めることができる。

第四章 雜則

第二十二条 政府は、使用者及び労働者に対し、資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助に努めなければならない。(援助)

第二十三条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会規則で定めるところにより、最低賃金に關する必要な調査を行い、一年に一回、その結果を公表しなければならない。

2 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、前項の調査に關し必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第二十四条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第二十五条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者の事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十六条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十一年法律第二百三十一号)の規定による司法警察員の職務を行う。

（船員に関する特例）

第二十七条 船員法(昭和二十二年法律第二百四十九号)の

適用を受ける船員に關しては、第二十四条中「労働基準監督署長及び労働基準監督官」とあるのは「船員労務官」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、前二条中「労働基準監督官」とあるのは「船員労務官」と読み替えるものとする。

第五章 罰則

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一円以下の罰金に処する。

1 第十六条の規定に違反した者

2 第二十五条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

3 第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(最低賃金法の廃止)

2 (第十一條第二項の規定の適用関係)
3 第十一条第二項の規定は、この法律の施行の際現にこの法律による廃止前の最低賃金法(以下「旧法」という。)第十六条第一項の規定による最低賃金が決定されている事業又は職業の範囲について適用があるものとする。

4 旧法第十一條又は第十六条第一項の規定による最低賃金で、この法律の施行の際現に効力を有するものについては、第八条第一項に規定す

る最低賃金が決定されるまでは、旧法の規定は、なおその効力を有する。

(労働基準法の一部改正)

第二十七条を次のように改める。

5 労働基準法の一部を次のように改正する。

(第二十七条を次のように改める。)

第六条に改める。

6 第百三十七条第一項中「最低賃金法(昭和五十年法律第二百三十七号)」を削り、「基づく」を「基づく」に改める。

7 第百三十七条第一項中「最低賃金法(昭和五十年法律第二百三十七号)」を「最低賃金法(昭和五十年法律第二百三十七号)」に改める。

8 第百三十七条第一項中「最低賃金法(昭和五十年法律第二百三十七号)」を削り、「基づいて」を「基づいて」に改める。

9 第百三十七条第一項中「最低賃金法(昭和五十年法律第二百三十七号)」を「最低賃金法(昭和五十年法律第二百三十七号)」に改める。

10 第百三十七条第一項中「最低賃金法(昭和五十年法律第二百三十七号)」を削り、「基づいて」を「基づいて」に改める。

11 第百三十七条第一項中「最低賃金法(昭和五十年法律第二百三十七号)」を削り、「基づいて」を「基づいて」に改める。

12 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、同表労働省の項中「公共企業体等労働委員会」を「中央最低賃金委員会」

13 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改め、同表労働省の項中「公共企業体等労働委員会」を「中央最低賃金委員会」

14 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

15 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

16 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

17 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

18 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

19 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

20 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

21 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

22 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

23 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

24 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

25 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

26 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

27 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

28 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

29 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

30 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

31 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

32 第百三十七条第一項中「別表第一」を「別表第一(第三号)」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七号)」に改める。

「地方最低賃金委員会又は農業委員会」に、「基づく」を「基づく」に、「地方労働委員会」について、「を」を「地方労働委員会及び地方最低賃金委員会にあつては」を「地方労働委員会及び地方最低賃金委員会にあつては」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

1 地方最低賃金委員会は、別に法律の定めるところにより、労働者の最低賃金に關し、調査し、及び決定し、その他必要な事務を執行する。

2 第二編第七章第三節第六款の款名中「地方労働委員会」の下に「地方最低賃金委員会」を加える。

3 「から第五項まで」に、「又は農業委員会」を

二十三 削除

第二十五条第一項第四号の二及び第四十条第一項第十三号の二を削る。

第五十七条中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を削り、「基く」を「基づく」に改める。

（労働省設置法の一部改正）

14 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二条の三を次のように改める。

三十二の三 削除

第八条第一項第九号中「最低賃金及び」を削る。

第八条第一項第九号中「最低賃金及び」を削る。

第八条第一項第十四号中「ものの外」を「ものほか」に、「最低賃金法」を「最低賃金法（昭和五十年法律第百六十二号。中央最低賃金委員会の権限に関する規定を除く。）」に改める。

第十三条第一項の表中中央最低賃金審議会の項を削る。

第十六条第一項の表地方労働基準審議会の項中「（最低賃金に関する事項を除く。）」を削り、同表中地方最低賃金審議会の項を削る。

第二十条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「左の通り」を「次のとおり」と、「公共企業体等労働委員会」を「中央最低賃金委員会」に改め、同条に次の二項を加える。

4 中央最低賃金委員会の組織、所掌事務及び権限は、最低賃金法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（労働組合法の一部改正）

15 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第十一條」を「最低賃金法（昭和五十年法律第百三十七号）第十一條第一項」に、「同項」を「第一項」に、「中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長」を「中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会」に、

「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項後段を削る。

（地方公務員法の一部改正）

16 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）に、「基く」を「基づく」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

17 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を削り、「基く」を「基づく」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

18 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九号中「最低賃金法（昭和五十年法律第百三十七号）」を「最低賃金法（昭和五十年法律第百三十七号）」に改める。

（家内労働法の一部改正）

19 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「地方最低賃金審議会」を

「地方労働基準審議会」に改める。

（地方労働基準審議会の理由）

労働者が健康で文化的な生活を営むために必要な賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて労働者の生活の安定に寄与するため、現行の最低賃金法を廃止し、新たに全国一律最低賃金制度を設ける等最低賃金制度の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（本案施行に要する経費）

本案施行に要する経費としては、約九十五億円の見込みである。

の事項」の下に「最低工賃の決定又はその改正に関する事項を除く。」を加える。

第二十三条中「又は地方最低賃金審議会」を削り、「意見をきく」を「意見を聴く」に改める。

（身体障害者等の雇用機会の確保）

政府は、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者に対するこの法律の規定の適用に伴い、その者を雇用する使用者に対する援助その他その者の雇用機会の確保を図るために必要な措置を講じなければならない。

（中央最低賃金委員会の職員の確保）

政府は、この法律の円滑な実施を図るため、中央最低賃金委員会の権限の行使に必要でかつ十分な職員が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

二十四 削除

第二十五条第一項第四号の二及び第四十条第一項第十三号の二を削る。

第五十七条中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を削り、「基く」を「基づく」に改める。

（労働省設置法の一部改正）

14 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二条の三を次のように改める。

三十二の三 削除

第八条第一項第九号中「最低賃金及び」を削る。

第八条第一項第九号中「最低賃金及び」を削る。

第八条第一項第十四号中「ものの外」を「ものほか」に、「最低賃金法」を「最低賃金法（昭和五十年法律第百六十二号。中央最低賃金委員会の権限に関する規定を除く。）」に改める。

第十三条第一項の表中中央最低賃金審議会の項を削る。

第十六条第一項の表地方労働基準審議会の項中「（最低賃金に関する事項を除く。）」を削り、同表中地方最低賃金審議会の項を削る。

第二十条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「左の通り」を「次のとおり」と、「公共企業体等労働委員会」を「中央最低賃金委員会」に改め、同条に次の二項を加える。

4 中央最低賃金委員会の組織、所掌事務及び権限は、最低賃金法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（労働組合法の一部改正）

15 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「最低賃金法（昭和五十年法律第百三十七号）」に改め、「当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十二条第二項中「事項のうち、最低工賃に関する事項は当該都道府県労働基準局に置かれている地方最低賃金審議会が、その他の事項は」を「事項は」に改める。

第二十条第二項中「事項のうち、最低工賃に関する事項は当該都道府県労働基準局に置かれている地方最低賃金審議会が、その他の事項は」を「事項は」に改める。